

第9部 手術

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
第1節 手術料						
J000	抜歯手術					
	1 乳歯	120	120	-	-	
	2 前歯	150	150	-	-	
	3 臼歯	260	260	-	-	
	4 難抜歯	460	460	-	-	
	5 埋伏歯	1,000	1,000	-	-	
J001	ヘミセクション(分割抜歯)	460	460	-	-	
J002	抜歯窩再搔爬手術	130	130	-	-	
J003	歯根嚢胞摘出手術					
	1 歯冠大のもの	770	770	-	-	
	2 拇指頭大のもの	1,300	1,300	-	-	
J004	歯根端切除手術(1歯につき)	1,300	1,300	-	-	
J005	歯肉息肉除去手術	110	110	-	-	
J006	歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術	110	110	-	-	
J007	顎骨切断端形成術	4,400	4,400	-	-	
J008	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む。)					
	1 軟組織に限局するもの	600	600	-	-	
	2 硬組織に及ぶもの	1,300	1,300	-	-	
J009	浮動歯肉切除術					
	1 3分の1顎程度	400	400	-	-	
	2 2分の1顎程度	800	800	-	-	
	3 全顎	1,600	1,600	-	-	
J010	顎堤形成術					
	1 簡単なもの(1顎につき)	3,000	3,000	-	-	
	2 困難なもの(2分の1顎未満)	4,000	4,000	-	-	
	3 困難なもの(2分の1顎以上)	6,500	6,500	-	-	

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
J011	上顎結節形成術	3,000	3,000	-	-	
J012	おとがい神経移動術	1,300	1,300	-	-	
J013	口腔内消炎手術					
	1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等	140	140	-	-	
	2 歯肉膿瘍等	180	180	-	-	
	3 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等	230	230	-	-	
	4 顎炎又は顎骨骨髓炎等					
	イ 3分の1顎未満の範囲のもの	750	750	-	-	
	ロ 3分の1顎以上の範囲のもの	2,600	2,600	-	-	
	ハ 全顎にわたるもの	5,700	5,700	-	-	
J014	口腔底膿瘍切開術	700	700	-	-	
J015	口腔底腫瘍摘出術	5,230	5,230	-	-	
J016	口腔底悪性腫瘍手術	18,500	18,500	-	-	
J017	舌腫瘍摘出術					
	1 粘液嚢胞摘出術	940	940	-	-	
	2 その他のもの	3,140	3,140	-	-	
J018	舌悪性腫瘍手術					
	1 切除	11,700	11,100	70/100	5/100加算	
	2 亜全摘	32,900	31,300	70/100	5/100加算	
J019	口蓋腫瘍摘出術					
	1 口蓋粘膜に限局するもの	400	400	-	-	
	2 口蓋骨に及ぶもの	6,720	6,720	-	-	
J020	口蓋混合腫瘍摘出術	5,600	5,600	-	-	
J021	口蓋悪性腫瘍手術					
	1 切除(単純)	5,600	5,600	-	-	
	2 切除(広汎)	18,000	18,000	-	-	
J022	顎・口蓋裂形成術					
	1 軟口蓋のみのも	8,590	8,590	-	-	
	2 硬口蓋に及ぶもの	14,300	14,300	-	-	

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
	3 顎裂を伴うもの	14,900	14,900	-	-	
J023	歯槽部骨皮質切離術(コルチコトミー)					
	1 6歯未満の場合	1,700	1,700	-	-	
	2 6歯以上の場合	3,400	3,400	-	-	
J024	口唇裂形成術					
	1 口唇のみの場合	7,800	7,800	-	-	
	2 口唇裂鼻形成を伴う場合	12,200	12,200	-	-	
	3 鼻腔底形成を伴う場合	13,100	13,100	-	-	
J026	舌繫痕性短縮矯正術	2,650	2,650	-	-	
J027	頬、口唇、舌小帯形成術	450	450	-	-	
J028	舌形成手術(巨舌症手術)	4,490	4,490	-	-	
J030	口唇腫瘍摘出術					
	1 粘液嚢胞摘出術	910	910	-	-	
	2 その他のもの	3,370	3,370	-	-	
J031	口唇悪性腫瘍手術	18,700	18,700	-	-	
J032	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	39,600	37,700	70/100	5/100加算	
J033	頬腫瘍摘出術					
	1 粘液嚢胞摘出術	910	910	-	-	
J034	頬粘膜腫瘍摘出術	4,730	4,730	-	-	
J035	頬粘膜悪性腫瘍手術	17,300	17,300	-	-	
J036	術後性上顎嚢胞摘出術	5,120	5,120	-	-	
J037	上顎洞口腔瘻閉鎖術					
	1 簡単なもの	150	150	-	-	
	2 困難なもの	1,000	1,000	-	-	
	3 著しく困難なもの	5,800	5,800	-	-	
J038	上顎骨切除術	12,000	12,000	-	-	
J039	上顎骨悪性腫瘍手術					
	1 搔爬	4,500	4,300	70/100	5/100加算	
	2 切除	20,600	19,600	70/100	5/100加算	

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
	3 全摘	32,400	30,900	70/100	5/100加算	
J040	下顎骨部分切除術	7,660	7,660	-	-	
J041	下顎骨離断術	12,100	12,100	-	-	
J042	下顎骨悪性腫瘍手術					
	1 切除	18,000	18,000	-	-	
	2 切断	24,800	24,800	-	-	
J043	顎骨腫瘍摘出術(歯根嚢胞を除く。)					
	1 長径3cm未満	2,820	2,820	-	-	
	2 長径3cm以上	8,210	8,210	-	-	
J044	顎骨嚢胞開窓術	2,040	2,040	-	-	
J045	口蓋隆起形成術	2,040	2,040	-	-	
J046	下顎隆起形成術	1,700	1,700	-	-	
J047	腐骨除去手術					
	1 歯槽部に限局するもの	600	600	-	-	
	2 顎骨に及ぶもの					
	イ 片側の3分の1未満の範囲のもの	1,300	1,300	-	-	
	ロ 片側の3分の1以上の範囲のもの	4,000	4,000	-	-	
J048	口腔外消炎手術(骨膜下膿瘍、皮下膿瘍、蜂窩織炎等)					
	1 2cm未満のもの	180	180	-	-	
	2 2cm以上5cm未満のもの	300	300	-	-	
	3 5cm以上のもの	750	750	-	-	
J049	外歯瘻手術	1,500	1,500	-	-	
J050	歯性扁桃周囲膿瘍切開手術	870	870	-	-	
J051	がま腫切開術	820	820	-	-	
J052	がま腫摘出術	4,580	4,580	-	-	
J053	唾石摘出術					
	1 表在性のもの	640	640	-	-	
	2 深在性のもの	3,770	3,770	-	-	
	3 腺体内に存在するもの	5,540	5,540	-	-	

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
J054	舌下腺腫瘍摘出術	4,610	4,610	-	-	
J055	顎下腺摘出術	7,440	7,440	-	-	
J056	顎下腺腫瘍摘出術	7,410	7,410	-	-	
J057	顎下腺悪性腫瘍手術	17,600	17,600	-	-	
J059	耳下腺腫瘍摘出術					
	1 耳下腺浅葉摘出術	16,100	16,100	-	-	
	2 耳下腺深葉摘出術	18,400	18,400	-	-	
J060	耳下腺悪性腫瘍手術					
	1 切除	19,000	18,100	70/100	5/100加算	
	2 全摘	28,700	27,300	70/100	5/100加算	
J061	唾液腺膿瘍切開術	900	900	-	-	
J062	唾液腺管形成手術	6,720	6,720	-	-	
J063	歯周外科手術(1歯につき)					
	1 歯周ポケット搔爬術	75	75	-	-	
	2 新付着手術	150	150	-	-	
	3 歯肉切除手術	300	300	-	-	
	4 歯肉剝離搔爬手術	600	600	-	-	
J064	歯肉弁移動術	770	770	-	-	
J065	歯槽骨骨折非観血的整復術					
	1 1歯又は2歯にわたるもの	680	680	-	-	
	2 3歯以上にわたるもの	1,300	1,300	-	-	
J066	歯槽骨骨折観血的整復術					
	1 1歯又は2歯にわたるもの	1,300	1,300	-	-	
	2 3歯以上にわたるもの	2,700	2,700	-	-	
J067	上顎骨折非観血的整復術	1,570	1,570	-	-	
J068	上顎骨折観血的手術	9,010	9,010	-	-	
J069	上顎骨形成術					
	1 単純な場合	12,500	11,900	70/100	5/100加算	
	2 複雑な場合及び2次的再建の場合	21,600	20,600	70/100	5/100加算	

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
J070	頬骨骨折観血的整復術	8,930	8,930	-	-	
J070-2	頬骨変形治癒骨折矯正術	18,000	17,100	70/100	5/100加算	
J071	下顎骨折非観血的整復術	1,240	1,240	-	-	
J072	下顎骨折観血的手術					
	1 片側の場合	10,000	10,000	-	-	
	2 両側の場合	14,700	14,700	-	-	
J073	口腔内軟組織異物(人工物)除去術					
	1 簡単なもの	30	30	-	-	
	2 困難なもの					
	イ 浅在性のもの	680	680	-	-	
	ロ 深在性のもの	1,290	1,290	-	-	
	3 著しく困難なもの	4,400	4,400	-	-	
J074	顎骨内異物除去術	1,300	1,300	-	-	
J075	下顎骨形成術					
	1 おとがい形成の場合	4,990	4,990	-	-	
	2 短縮又は伸長の場合	13,200	13,200	-	-	
	3 再建の場合	18,500	18,500	-	-	
J076	顔面多発骨折観血的手術	17,700	16,900	70/100	5/100加算	
J077	顎関節脱臼非観血的整復術	410	410	-	-	
J078	顎関節脱臼観血的手術	14,100	14,100	-	-	
J079	顎関節形成術	21,600	21,600	-	-	
J080	顎関節授動術					
	1 徒手的授動術(パンピングを併用した場合)	990	990	-	-	
	2 顎関節鏡下授動術	4,320	4,320	-	-	
	3 開放授動術	13,500	13,500	-	-	
J081	顎関節円板整位術					
	1 顎関節鏡下円板整位術	12,600	12,600	-	-	
	2 開放円板整位術	17,000	17,000	-	-	
J082	歯科インプラント摘出術(1個につき)					

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
	1 人工歯根タイプ	460	460	-	-	
	2 ブレードタイプ	1,250	1,250	-	-	
	3 骨膜下インプラント	1,700	1,700	-	-	
J083	顎骨インプラント摘出術					
	1 2分の1顎未満の範囲のもの	2,040	2,040	-	-	
	2 2分の1顎以上の範囲のもの	6,270	6,270	-	-	
J084	創傷処理					
	1 筋肉、臓器に達するもの(長径5cm未満)	1,250	1,250	-	-	
	2 筋肉、臓器に達するもの(長径5cm以上10cm未満)	1,680	1,680	-	-	
	3 筋肉、臓器に達するもの(長径10cm以上)	2,000	2,000	-	-	
	4 筋肉、臓器に達しないもの(長径5cm未満)	470	470	-	-	
	5 筋肉、臓器に達しないもの(長径5cm以上10cm未満)	850	850	-	-	
	6 筋肉、臓器に達しないもの(長径10cm以上)	1,320	1,320	-	-	
J085	デブリードマン					
	1 手若しくは指又は足若しくは指	1,020	1,020	-	-	
	2 半肢の大部若しくは頭部、頸部及び顔面の大部にわたる範囲又は1肢若しくはこれに準ずる範囲のもの	2,300	2,300	-	-	
J086	試験上顎洞開窓術	1,920	1,920	-	-	
J087	上顎洞根本手術	5,120	5,120	-	-	
J088	リンパ節摘出術					
	1 長径3cm未満	1,200	1,200	-	-	
	2 長径3cm以上	2,880	2,880	-	-	
J089	全層、分層植皮術(露出部・粘膜部・関節部)					
	1 25cm ² 未満	6,070	6,070	-	-	
	2 25cm ² 以上100cm ² 未満	8,270	8,270	-	-	
	3 100cm ² 以上200cm ² 未満	15,400	15,400	-	-	
	4 200cm ² 以上	21,300	21,300	-	-	
J090	皮膚移植術	4,410	4,410	-	-	
J091	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術					

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
	1 25cm ² 未満	3,760	3,760	-	-	
	2 25cm ² 以上100cm ² 未満	6,830	6,830	-	-	
	3 100cm ² 以上	10,400	10,400	-	-	
J092	動脈(皮)弁術、筋(皮)弁術	21,900	21,900	-	-	
J093	遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	40,000	40,000	-	-	
J095	複合組織移植術	11,700	11,700	-	-	
J096	自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	46,200	44,000	70/100	5/100加算	
J097	粘膜移植術	5,010	5,010	-	-	
J098	血管結紮術	3,130	3,130	-	-	
J099	動脈形成術、吻合術	10,700	10,700	-	-	
J099 - 2	抗悪性腫瘍剤動脈内持続注入用埋込型カテーテル設置	10,800	10,800	-	-	
J100	血管移植術、バイパス移植術					
	1 頭、頸部動脈	36,700	36,700	-	-	
	2 その他の動脈	23,300	23,300	-	-	
J100 - 2	中心静脈栄養用埋込型カテーテル設置	10,800	10,800	-	-	
J101	神経移植術	17,800	17,800	-	-	
	第2節 輸血料					
J200	輸血					
	1 自家採血輸血(200mLごとに)					
	イ 1回目	750	750	-	-	
	ロ 2回目以降	650	650	-	-	
	2 保存血液輸血(200mLごとに)					
	イ 1回目	450	450	-	-	
	ロ 2回目以降	350	350	-	-	
	3 自己血輸血					
	イ 6歳以上の患者の場合(200mLごとに)					
	(1) 液状保存の場合	950	950	-	-	
	(2) 凍結保存の場合	1,900	1,900	-	-	
	ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)					

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
	(1) 液状保存の場合	950	950	-	-	
	(2) 凍結保存の場合	1,900	1,900	-	-	
4	交換輸血(1回につき)	5,250	5,250	-	-	

(凡例)

70/100 : 施設基準に適合していない場合にあっては、100分の70に相当する点数により算定することとなる手術

5/100加算: 施設基準に適合している場合にあっては、100分の5に相当する点数を加算し、施設基準に適合していない場合にあっては、100分の30に相当する点数を減算することとなる手術